

今年に入り、キッコーマンのしょうゆ瓶やきのこの山（お菓子）の形状が立体商標として登録されたと聞きましたが、どのような商品の形状が商標法3条2項の適用を受け登録されているのでしょうか。また、3条2項の適用を受ける際に提出すべき資料はどのようなものか、併せて教えてください。

(長野県 S. Y)



1. 立体商標の登録性

商品の形状そのもの（その構成中に他の識別力のある文字や図形を有さないもの）に係る立体商標の登録出願は、原則として、単に「商品の形状を普通に用いられる方法で表示するにすぎない」ものとして、3条1項3号に該当する旨の拒絶理由が通知されます。

しかし、商品の形状に係る立体商標の出願であっても、使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品または役務であることを認識することができるもの（出願商標が、何人かの出所表示として、その商品等の需要者の間で一地域に限らず全国的に認識されているもの）については、3条2項の適用により、例外的に商標登録を受けることができます。

2. 立体商標の登録例（3条2項）

①登録第6031041号商標（抜粋）



指定商品：第30類「卓上用容器入りしょうゆ、しょうゆ」

②登録第6031305号商標（抜粋）



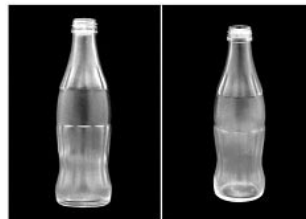
指定商品：第30類「チョコレート菓子」

③登録第5674666号商標（抜粋）



指定商品：第12類「二輪自動車」

④登録第5225619号商標（抜粋）



指定商品：第32類「コーラ飲料」

3. 立証証拠

出願商標が3条2項に該当するか否かは、以下の事実等を総合勘案して判断されます。

- ①出願商標の構成および態様
- ②商標の使用態様、使用数量（生産数、販売数等）、使用期間および使用地域
- ③広告宣伝の方法、期間、地域、規模
- ④出願人以外の者による出願商標と同

一または類似する標章の使用の有無および使用状況

⑤商品または役務の性質その他の取引の実情

⑥需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

また、前記事実の立証証拠として、例えば下記のものがあります。

①商標の実際の使用状況を写した写真または動画等

②取引書類（注文伝票（発注書）、出荷伝票、納入伝票（納品書および受領書）、請求書、領収書または商業帳簿等）

③出願人による広告物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし、テレビCM等）およびその実績が分かる証拠物

④出願商標に関する出願人以外の者による紹介記事（一般紙、業界紙、雑誌またはインターネットの記事等）

⑤需要者を対象とした出願商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書

4. 注意事項

3条2項の該当性に関するアンケート結果を提出する場合、実施者、実施方法等作成における公平性および中立性について十分に考慮する必要がありますのでご注意ください。